

新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ先 市新型コロナワクチン接種コールセンター
☎096-321-6547

市ホームページ▶



市LINE▶



令和5年度の新型コロナワクチン接種を以下のとおり実施しています。
各接種について詳しくは、市ホームページでお知らせしていますのでご覧ください。

接種時期	対象者	使用するワクチン	接種費用
秋開始接種 (3月31日まで)	①5歳以上 ・初回接種(1・2回目)が終わり3カ月以上経過した人 ・直近の追加接種から3カ月以上経過した人 ②6カ月～4歳 ・初回接種(1・2・3回目)が終わり3カ月以上経過した人	オミクロンXBB.1.5 ワクチン	無料

接種券について

- 対象者には順次接種券と接種案内を送付しています。
- 初回または3～6回目が未接種の人は、お持ちの接種券で接種できますので、新たな送付はありません。
- 接種券を紛失した人は再発行申請が必要です。市コールセンターに電話してください。

予約方法

- 接種を希望する人は、次のどちらかで予約してください。
- 市LINE(予約サイト)から(※前回の接種時期などにより、利用できない場合があります)
 - 市コールセンターへ電話

初回接種

これまでに1度も接種をしていない人の初回接種も引き続き実施します。

- 現在お持ちの接種券で接種できます。
- 市コールセンターへ電話で予約してください。
- 接種券を紛失した人は再発行申請が必要です。市コールセンターに電話してください。

※ワクチン接種で分からないことがある人は、お気軽に市新型コロナワクチン接種コールセンターへお問い合わせください

令和6年7月1日から

し尿の収集運搬手数料が変わります

●問い合わせ先 環境衛生課 ☎096-248-1202

現在、し尿(浄化槽汚泥含む)の収集運搬手数料は市の条例に基づき定めていますが、長年改定されていなかったことや、物価高騰の影響を踏まえ、改定することとなりました。

し尿収集事業を安定して継続していくため、ご理解とご協力をお願いします。

▼手数料の改定内容

※税抜き
※令和6年7月1日から適用

新手数料	旧手数料
130円/10リットル	100円/10リットル

▼年間の手数料差額の例(し尿汲み取り一般世帯)

し尿収集量	(例)1回収集量200リットル、年7回収集の場合
旧	15,400円
新	20,020円
差額	4,620円/年(月額385円)

国保について一緒に考えてみませんか

合志市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員募集

●問い合わせ先 保険年金課 ☎096-248-1275

国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員改選に伴い、次のとおり委員を公募します。

- ▶任期 令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年間)
- ▶募集人数 4人
- ▶活動内容 本市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議を行なう。
- ▶申込要件 次の全てに当てはまる人。
 - ・本市在住で満18歳以上の人
 - ・平日昼間もしくは夜間に開催する協議会に出席できること(令和6年度は3～5回の協議会開催を予定)
 - ・市国民健康保険に加入している人
- ▶選考方法 応募者が多数の場合は、国民健康保険に関する論文またはレポートなどによる書類選考を行なう場合があります。
- ▶報酬 会議1回あたり3,700円
別途費用弁償の支給あり
- ▶申込方法 保険年金課にある申込書を提出してください。書類選考を行なう場合は別途連絡します。
- ▶申込期限 2月22日(木)

住民税非課税世帯などの皆さんへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金(7万円/1世帯)を 給付します

受給には
手続きが
必要です

●問い合わせ先 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金コールセンター
☎096-274-8024 (受付時間 平日午前8時30分～午後5時)

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増に配慮して、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などの皆さんへ、1世帯当たり7万円の現金を給付します。

給付額 1世帯当たり 7万円

対象者

- 基準日(令和5年12月1日)時点で、本市に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税の世帯。なお、住民税が課税されている人の扶養親族などのみで構成される世帯も支給対象となります。
- ①のほか、予期せず令和5年1月～12月の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯。(家計急変世帯)

①の世帯には、市から案内チラシと確認書を1月中旬から順次送付しています。通知が届いたら、確認書を返送してください。

支給時期は、確認書の返送を受け付けて2週間後が目安です。

(世帯の中に令和5年1月以降に転入した人がいる場合は、別途申請が必要になる場合があります)

※住民税未申告の人は支給対象となりませんが、申告後に住民税非課税世帯になれば支給対象になります

②に該当すると思われる世帯は、申請が必要です。詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

(申請受け付け開始日 1月22日(月)～)

令和5年1月～12月の任意の1カ月の個人の収入を12倍した額が非課税相当になる人が対象です。下記の早見表と、給料明細などをご確認ください。

▼家計急変世帯の対象となる非課税相当収入限度額早見表

家族構成例	非課税相当限度額	
	収入額ベース	所得額ベース
単身または扶養家族がいない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	1,683,999円	1,108,000円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	2,099,999円	1,388,000円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合	2,499,999円	1,668,000円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

※5人以上扶養している場合の限度額は、コールセンターまでお問い合わせください

申請期限 3月31日(日) ※当日消印有効